

日本近代体育の思想と実践(8)

保健体育科教育教室 入江克己

はじめに

大正2年に公布された学校体操教授要目（以下、教授要目と言う）は、明治以来混乱と不振を続ける学校教育に終止符を打つはずであった。しかし、既に前稿で分析したように、現実には文部・陸軍合同調査会の統一案に対する永井道明の批判、嘉納治五郎による教授要目批判、さらには、教育現場からの教授要目批判等にみられるごとく、むしろ、その矛盾をより一層拡大する結果を招くことになった⁽¹⁾。

それは視点を変えれば、明治後期における立憲的教育論の興隆を背景に興降した教育の自由化論、ならびに大隈、山本等による明治教育批判や、自由化政策に垣間みることができるよう、教授要目が、そうした体制的な転換に十分耐え得るものではなかったことを示唆している。それを象徴的に物語るものが、教授要目の公布と伝播に中心的役割を果たした永井道明と、それに対する批判者として登場した可児徳との論争であった。

ここでは、この論争とその性格について問題にしてみたい。

3. 永井道明と可児徳の相剋

1. 永井道明の国家主義体育論と体育改造論

(1) 永井の社会ダーウィニズムと国家主義体育論

明治後期から大正中期にかけて活躍した人物の一人として、永井をあげなくてはならない⁽²⁾。永井の体育思想を根底から支えているイデオロギーは、明治後期の帝国主義的な教育論に制約された強烈な社会ダーウィニズムと社会有機体論を縫合した国家主義であり、その観点から永井は、体力の陶冶を鼓吹する一方、旧来の体育を批判し、体育の改造を標榜している。

例えば永井は、「適者生存の原則は、進化学上如何なる生物も免がるゝ能はずと雖も、吾人人類は只自然の淘汰に放任して晏然たるべきにあらず。自ら進んで有らゆる人為的努力を盡し、以て適者の位置を占めざるべからず。而して、吾人の身体をして現時の状態に適應せしむる目的を以て、人為的に努力する特別の仕事⁽³⁾が体育にほかならなると述べるとともに、「生存競争の益々激烈なるに従って⁽⁴⁾生命が、より一層自覚されるのみならず、「国力とは国民の心力と体力とを原因とし、財力と兵力とにて結果する。国民の心力と体力とは所謂国民の元氣となり、財力は富国を意味し、兵力は

強兵を意味する⁹⁾が故に、「富国强兵の基本財産⁹⁾であるところの体力が要求されるとしている。

この永井の立場からすれば、当然の帰結として個人の身体的発達、それ自体何等の意味や価値をもち得ず、身体が国家や社会とある一定の関係を結んだときに、はじめて価値や意味を付与されるとするのは、当然の論理であった。永井は、この点を「人たる所以の価値は、尚一面社会的方面より考察する必要あり。即ち吾人は、個人として完全なる心身を有する外に、社会公衆と協同一致して生活し得る心身を有せざるべからず。若し吾人の心身が、個人として完全なるも、社会と協同することは能はざるが如きものならんには、人としての価値は皆無なりと謂はざるを得ず⁹⁾と書いている。

これは明らかに社会有機体説にもとづく身体観であり、このイデオロギーは、当然彼の目的観や教材観にも反映されざるを得ない。永井は、「体操科の目的を達するに最も適当し、最も有効なる運動のみを選択せざるべからず⁹⁾と云い、その教材価値は、「一国より言へば国家的、一府県より言へば府県の、一学校より言へば学校的⁹⁾という普遍的観点と、「特に其の国家は何を必要とするか、又国家の方針は斯く斯くなれども、特に其の府県は何を要求するか⁹⁾を吟味する特殊な立場から決定されるべきであり、「広く世界を見、国家を見て、理想を立つると同時に、実際各自の境遇を考へ、之れに適切なる教材を選択せざるべからず。(中略)先づ第一此の二十世紀の世界の大勢を洞見し、之れに従はざるべからず¹¹⁾と述べている。

(2) 明治体育批判

社会ダーウィニズムと社会有機体説の立場から、国家主義的な体育論を標榜する永井は、第一次世界大戦の勃発を迎えるにおよび、より一層の危機感を駆り立てられていった。

彼は、「此の戦乱の大機会に当たって、我が国民上下の大々的覚醒を要する¹²⁾ことは論をまたないが、「而して此の国民体育の覚醒に付いては、是非徹底的の実行を要する体育を奨励するといふ上面の言葉では役に立たない、実行すると言っても、浅薄なる実行、軽率なる実行の如きは、或は害あって益がない、熱意と断行とは、個人も名将も其他心ある人の言はるゝ通り、総ての事を行ふに当たっての大切な要件である¹³⁾にもかかわらず、しかしながら、体育の実情はどうなのかと自問する。

この点に関する永井の考え方については、機会あるごとに指摘しているので割愛するが、その一部を引けば、彼は「従来我が国に於ては、体育の思想幼稚なるが為に、此の社会一般の体育の振はざるは勿論、学校の体育も、又軍隊の体育も、之を欧米先進国に比すれば、甚だ遅れて居ったのである。

善く耕される作物は繁栄し、善く養はれた動物は繁殖するものである。耕さず、養はずして、繁栄繁殖を望む程無理の事は無からう。我國民健康の不良なる事は、此の体育の振はざる点より考ふれば寧ろ当然の結果、敢て怪しむを要しない¹⁴⁾と、一般的な体育施策の貧困を批判する一方、國民的責任の遂行と国家的富強を実現するうえで、身体の強健が不可欠であると述べている。

「文明時代に至りては、各人の分担の事業繁劇を極め、之に応ずる身体の益々強健なるを要すると同時に、漸次自然生活に遠ざかり、精神を勞すること愈々多く、身体を養ふべき機会愈々少なきを以て、特別なる身体養成の手段を要すること、一層痛切なるものあり。(中略)翻って思ふに、現時の我が帝国は既に昔日の帝国にあらず。夙に文明諸國の間に伍せりと雖も、而も百事百物其の進歩の後れ居ること争べからず、即ち我が帝國民は此の際駈歩の大努力をなすにあらざれば、欧米列強に追及すること能はず。従って斯かる大責任を有する國民の体格は、極めて強健ならんことを要すること論を俟たざるなり。然り而して、我が國民の体格如何を顧れば、國民中最も壯健なるべき全國の壮丁は、其の検査に於て、身体の虚弱なる者、若しくは病に羅れる者の少からざることを証し、

又最も元気なるべき青年を見るに、其の病気に銷沈し、其の体格の虚弱なる驚くべきものあり、惟ふに我が国民は、列強との競争上先づ体力に於て劣敗者たらざるなきか。誠に寒心に堪へざるなり。現時我國民の体育が一日緩うすること能はざる所以のもの、極めて明白なりと謂ふべし⁽¹⁵⁾

さらに永井は、「之を要するに國民の主なる代表者は、斯くの如き弱き処の体格、病身的な不健全な身体を有して居ると云ふ事は、如何に生きて居っても、到底充分なる仕事の出来得るものではない。況んやまた其の命は短かに於ておや。嗚呼大なる責任を有する國民が、斯くの如き体力であると云ふ事は、何とも慨嘆に勝てざることである。何が故に我が國民は斯くも憐れな健康状態であらうか⁽¹⁶⁾」と述べている。こうして永井は、國民体力の危機的状况に対する焦燥感を背景に(1)生命を尊重する上の自覚、(2)国力問題よりの自覚、(3)実用本体の認識という観点から体育の重要性を力説している。

(3) 形式主義体育批判

永井は、こうした脆弱な國民の体格が明治以来の伝統とも言える形式主義的な体育の現実にあると批判している。

「維新以前に於ける武士の体育は、國民の中堅たる者の体育として、誠に立派であって、其の普及徹底して居ったことは、世界の体育史上でも、其の匹儔を希臘に求めることが出来る位なものと思はれる。然るに維新後は武士の帯刀を廃したると共に、俄然其の体育迄も捨て、而も維新の大精神なる、大に智識を世界に求めて盛んに経倫を施すという大方針の下に、世界体育の移入を為すこともなく、結局新旧併せて捨てたるが故に、我國民の体育としては、殆ど全く無きに至り、唯僅に学校体育、而も貧弱なる其の形式を備ふ位であったし、而して此の廢頹の結果は、当然國民体力の衰頹となりて、或は國民の花といふべき壮丁の検査上に現はれ、或は将来國民の蕾ともいふべき壮丁の検査上に現はれ、心ある人をして実に心を寒からしめたこと久しかったが、日清日露の戦争を経て今日世界の大戦乱に至り、我國民の上下は、茲に始めて我が國民の体育の忽がせにす可らざることに、目が覚めてきた。⁽¹⁷⁾しかし、「維新以来我が国教育の發達は、頗る顯著に、其の功を國家に到したる事の多きは、我々の信ずる処なれ共、是れと同時に急造の家屋の如く一夜作りの品物の如く、形式は備はれ共、其の内容の充実しない事の多ひのを認めて居る。是は教育全般に亘りて今日我々の最も反省す可き事であるが、就中最も整理を要する体操科の仕事に於ては、殊に警戒するの必要を認めたのである。⁽¹⁸⁾」

また永井は、いわゆる精神主義的な体育に対しても「体操遊戯とも其の精神主義を研究して、之を運用するは結構であるが、偏することは頗る悪い⁽¹⁹⁾」と批判し、教授法や内容についても「従来体操科教授が、生徒その者のためにすることを忘れ、唯教師の命令で一緒に揃へて行はるれば宜いと云ふやうな、極めて皮相なる教授を行って居たが、教育の真髓から見ると、其教授の方便こそ種々あるが、結局は各生徒を、人々その分に応じて、出来るだけの發育發達をさせなければならぬもので、之は総ての教科に於て同様なことで、体操科に於ては亦是非さう為さなければならぬのである⁽²⁰⁾」と、教師中心による画一主義体育を論難している。

(4) 科学的体育の唱導と個性の尊重

こうした批判を通して永井は、「我国の教育も余程進んで、諸外国の教育に比較してあまり恥ずかしくない様になったことは、寔に結構なことである。併しよく考へて見ると、内容上のことに至っては余程改善しなければならぬものがあらうと思ふ。其の中でも体操科の如きは、最も改善すべきも

の「随一であらうと思ふ⁽²¹⁾」と、今日が体育改造への転換期にほかならず、その改造は子どもの身体発達に関する生理学的、解剖学的、そして心理学的な科学的研究と、それにもとづく教育実践によって実現されるとしている。

永井は、東京高師で博物学を専攻しており、彼が自称する科学的体育論に少なからぬ影響を与えていると推察される。

「従来の体操は人の身体を基礎とせないで他のことを基礎とした。器械を基礎として啞鈴を持ってやるから啞鈴体操、器械を持ってやれば器械体操として器械のために子供を持って往く、所が今日はそういふことは段々棄てられまして、子供の身体を土台として此の身体に斯うする、是をやるといふ風に児童の身体を基礎として体操の工夫をする主義である。是は最初瑞典に於いて考へられました。人は能く瑞典の体操と申しますが、何も瑞典に限ったところのものではない、児童身体のことを基礎として考へまして、其の形式のやり方などは第二に置いて、先づ以て児童の身体を考へる、言葉を換えて言へば則ち生理解剖等の原則に依り、心理上の原則に従った体操、之が児童に適用するといふ風になる。(中略)我邦今日の有様は、此の体操科に於て迷ひの時より目が醒める時代に移る所の過渡期である。⁽²²⁾

そして永井は、子どもの発達に即して「真に其の運動が自己の為に行はふるゝこと、並びに運動は生活上一日も欠くべからざるものなることを自覚せしむる⁽²³⁾」べきであると、体育の生活化を標榜し、かつ個性に応じた教授法が確立されるべきであるとしている。

以上のように、第一次大戦後の軍事的、経済的競争に耐え得る体力の養成と国家的富強という課題を担うにたる人物の陶冶を主張し、そのための個性的、科学的体操の実践を鼓吹する永井の体育論は、決して明治30年代以降の社会的教育学や高島三郎等の帝国主義的な活動主義教育論の限界を越えるものではなかった。とは言え、その方法手段としてスエーデン体操の摂取と普及が、その実現にとって妥当であったかについては疑問の残るところであり、そこに国家富強というイデオロギー的立場を同じくしつつも、方法論において高島との決定的とも言える相違点があった。

(5) 授業過程の伝統化

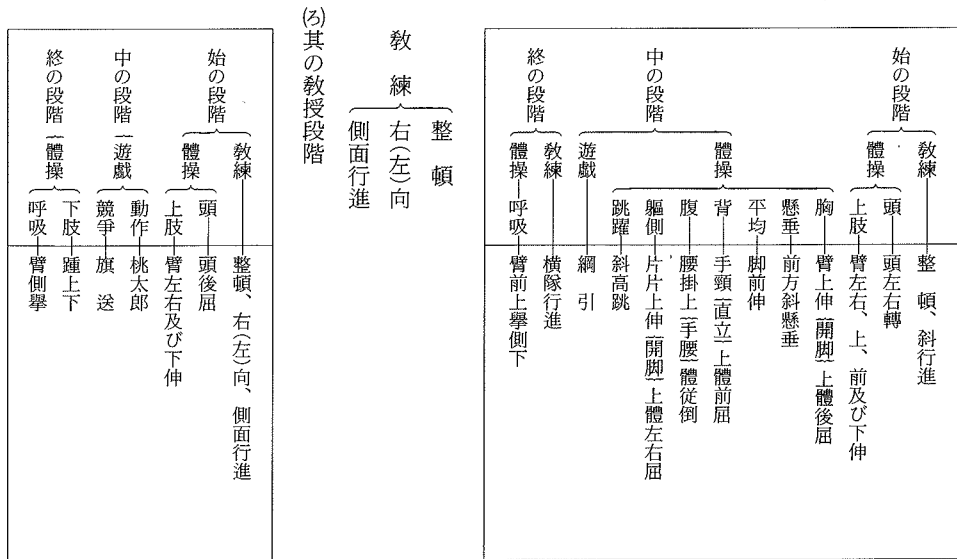
永井は、自らの体育論のみならず、教授要目の普及と定着のために全国を駆け巡っているが、永井、そして教授要目の限界は、その教授過程論にあった。永井は、「教授綱領」として「第一、体操科教授の主体は、生徒其の物にあることを忘れるべからず。」

「第二、体操科の教授は、団体的教授に依り多数の生徒をして、共同的に運動せしむると同時に、常に各生徒の身体及び精神発達の状態に留意し、適当なる指導をなすを要す。」「体操科にて行はしむる事項は、生徒の身体及び精神を陶冶するに在るを以て、常に其の目的に副はんことを期し、技術の末に走るべからず。」「第四、運動は、生活上一日も欠くべからざるものなれば、生徒をして漸次其の必要を自覚せしめ、家庭に在るとき、又は卒業の後に於ても、常に之れを行ふ習慣を養成せんことを務るを要す⁽²⁴⁾」こと等を掲げ、その教授過程を3段階(始の段階、中の段階、終の段階)に区分し、教材配列の例をあげている(表1~3参照)⁽²⁵⁾この号令による体操に始まって体操で終わるという教授過程は、従来

體 操			遊 戲		(イ) 尋常小學一年頃の例 其の時間に課すべき教材
呼吸運動	上肢運動	下肢運動	頭の運動	競争遊戯	
臂側舉	臂左右及び下伸	踵上下	頭後屈	旗送	桃太郎

(表1)

の形式主義的な土壌のなかで容易に定着し、かつ定型化していった。しかも、今日に至ってもなお、依然としてこの教授パターンから脱却しきれないでいる。



(表 2)

(表 3)

2. 可児徳の国家主義体育論と遊戲・競技論

(1) 国家富強と遊戲

国家主義体育を鼓吹し、日本的スウェーデン體操 (=要目體操) の傳播にエネルギーな活動を展開した永井の對極をなす位置に可児徳がいる。⁽²⁶⁾ 可児は、大正 4 年から同 6 年までアメリカに留学しており、その影響からスポーツや遊戲の教育的価値を認識するに至った。そうした可児の経歴が、彼をして永井が日本的と自賛する要目體操に対する批判者としての立場に立たしめ、究極的には、永井とともに職を賭しての論争へと展開させることになった。二人の東京高師からの辭職が、たんに論争の結果だけによるものではないことについては、別の機会にふれておいたが、⁽²⁷⁾ 客観的には可児、永井ともに、体育によって国家的伸長をはかる活動的人物の淘汰をめざす点で、また両者のイデオロギーの本質からいっても、決定的に對立し合うものではなかった。既に指摘したように、その方法論において相入れなかっただけである。

可児の主著には石橋蔵五郎、寺岡英吉との共著『現論實際 競技と遊戲』(大正 8 年)があるが、可児も永井と同様に、富国強兵とマン・パワーの開発にとって国民体育の振興が重大な鍵を握っていると、次のように言っている。

「国民の隆運と国力の発展とは国民各個の能率に基因し、人的活動の根源は体力の強盛に存して、心身の強健と能率の増進とが人生の幸福を輪贏すべき最大要件たるを感得するとき、誰か体育の必要を絶叫せざるものあらんや、欧米の諸国が夙に体育に重きを置き、之が奨励に莫大なる時と金を

投じて吝まざるものある、寔にところありといふべし。然り而して、文運の進化は一面に益々業務の煩瑣を加へて、精巧なる機械の発足を促し、以て愈々吾人の体力を減退せしむるの傾向あらんとす。されば世界文化の潮流に棹し、人類発展の方規に遅れざらんとするもの、豈一日も体育振興の大業を講ぜずして可ならんや。曠古の戦乱は今や全く終熄して、平和の曙光はヴェルサイユの一角より將に耀々の光輝を放射せんとす。由来戦争の悲惨事を没道具とは誰しも險悪する所なり。乍併、此者が齎らすべき自然の結果たる人類の覚醒、努力向上、進展等の妙なる行跡に至つては、吾も人も否認し得べからざるの事実なりとす。惟うに向後の世界は文物学隆の一大転期なり。沼々の風潮は宇内を浸涵して、理化は殖産に、將又、凡（轉）百の技芸に疾風迅雷の状勢を以て革新の紀元を画せんとするものあるべし。此時此際、吾人は何事を措いても真つ先に国民体育の振興の方術を講じ、人間生活の根本能力を向上せしむるの急要事たると思はずんばあらず。我国体育の振はざること真に久し、これ果たして何に因れるか、学者、先覚者、為政者の指導者其宜しきを得ざりしによるか、教育者の怠慢なりしによるか、或は又、将来の教育が知識の取得に急にして、体育を省みるの違なかりしに因するか、想うに幾多原因の其間に重畳して此所に至りしものなるべしと雖も、抑も亦、体育家の多くが、理論を無視して實際を先にし、思想を培はずして、徒らに実行を強要したるの實際に非ざるなきか、何れにしても体育に携はるものゝ大に考慮を運らすべきの緊要事なりと信ず。²⁹⁾

この可児の論理は、明らかに経済教育論の反映でもあった。また可児は、「我国に於て遊戯書の刊行せられる決して少しとせず、其多くは啻に實際の解説のみに止りて、何等学究的説述を加へず、教育的考察に欠きたるが為に、斯界の誘掖に力弱き感ありしは夙に吾等の遺憾としたる所なり。加之時代の進運は猛然として競技遊戯の勃興を順致し、今や我国に於ける体育的手段は、斯くの如き人類自然の欲求に応じて発生し来れる潑刺の良材を加味して、戦後の革新に突入せんとするの勢を呈せり²⁹⁾とスポーツ、遊戯の教材化が、時代の趨勢になりつつあると述べるとともに、したがって、スポーツの大衆化こそが、国家富強の立場からみても極めて重要であると綴っている。

「国民一般に普及すべき競技及び遊戯は、其の種類によりて、又年齢により、又男女の性格によりて各々相違ありと雖も、之を要するに国民の体力と健康とを増進し、国民の人気を喚び、国民性に適ひ、又普及し易きものにして、以てよく精力絶倫燃ゆるが如き忠君愛国の念を有する国民を養成せんことを主眼とせざるべからず³⁰⁾と。

可児が、スポーツと遊戯の大衆化を執拗に説いたのは、もし、それが実現されない場合には、第一に、ほかでもない国民体力の慢性的低下を原因とする軍事的危機、ひいては国家存亡の憂き目を招来するとの認識にもとづいている。彼は、こう言っている。

「現今に於ける我国徴兵検査の結果を見るに、壮丁の体重量年々減少するの傾向あるのみならず、結核、柳病、トラホーム其他の疾病に冒され居るもの又年々多きを見る、是れ全く我國民体格の衰退するに因るものにして、将来斯くの如き状況によって進まば、益々國民の体力を減退し、遂に國家勢力の上に恐るべき影響を及ぼし、國家百年の大計を誤るべき結果を見るに至るべし。斯くの如く國家の前途を覗じ来らば、轉た戦慄に堪へざるものあり、是れ決して軽がるに看過すべきことにあらずして、宜しく國家社會は國民のために遊戯場を國費、又は府県費を以て諸所にこれを建設し、善良なる國民遊戯を選択して之を盛んに行はしめ、以て國民体格の改良と体力増進とを計るは目下の最大急務なりとす。³¹⁾

その第二は、たんに国民体力の養成という観点からだけではなく、それが国家的觀念の培養にとつても格好の手段と見ていたからでもあった。可児は、スポーツが個人の欲求を充足させるという

点で、確かに自己中心的な要素をもってはいるが、「然れども心身の梢発達するに及び、衆と共に遊戯してこれを経験し、漸次社会的に進み、社会の一員としての自己なることを遊戯によりて靡げながら知るに至るものなり。即ち自己の欲望のみを満足せしむる能はざる事情を知り、社会の事情に順応せざるべからざるを自覚するに至る。而して学校に入りて衆と共に楽しむは寧ろ幸福なるを感ずるに至るものなり、是れ国家的観念を喚起するの第一段階なりとす。斯くて社会の意志に従ひ、国家の意志に服従するは自己の義務なることを了解するに至る。遊戯はかゝる場合に遭遇すること極めて多きものなれば、国民性と相関する事自ら明らかなるべし。(中略)社会の文化開け、人智進むに従ひて、適當なる国民的遊戯を考究し、これを国民に行はしめ、以て国民心身の発達に資すると共に、之によりて我国の風教を改良する、実に緊要なる国家的事業にして、一面国運の進歩発達を来す所以なりとす。(中略)世の識者、教育者、為政者たるもの将来益々此の点に留意し、運動遊戯を奨励し、以て国民体格の改良に資すると共に、社会風教を改良せざるべからず⁽³²⁾と述べている。

この論理は、言うまでもなく国家に対する自由な服従を説く国家的、あるいは社会的教育学中の体育論そのものである。

(2) 遊戯の教育的価値と運動場

国家的富強と社会風教の改良という立場からスポーツ、遊戯の価値を明らかにする可児は、他方で教育方法の遊戯化と、教材としての遊戯の組織化の原理を統一すべきであると言う。

「競技及び遊技を教育学上より解釈したる説に多種あると雖も、要するに其の根本義に至りては二種の見解なるべし。其の一は教授を遊技的に為すことにして、換言すれば遊技を教授の方便と為すことなり。即ち幼童を教育するにあたり、遊技を教授の方便とし、之に依て不知不識の間に彼等に有用なる知識とを授けんとするにあり。(中略)他の一は遊技を教育的に組織せんとする説にして、これを換言すれば遊技を具案的ならしめ、以て教育的教授をなさんとの説なり。即ち遊技をして身体教育の上に効果あらしむると共に、道德精神を發揮せしめんとするが如く、又一面に於て心身発達の上に悪効果を及ぼさるゝが如く、積極、消極の二面より之を考察して、遊技を教育的に組織せんとするにあり。以上の二説は教育的見地より観れば、何れも必要なる説にして、兩者何れにも偏する能はざるべし。何となれば遊技に由りて養成せられるべき知識、感情、意思は頗る多種複雑なるものを以て、或時は知識、技能を(知識教育を主とする場合)授けんが為に其の方便として遊技を用ふるあるべき、又或時は遊技を(身体教育を主とする場合)主とし、之に基づきて道德的品性を養はんとする場合等あればなり。⁽³³⁾

ところで、可児は、遊戯の発展段階を(1)感覚遊戯時代、(2)模倣遊戯時代、(3)想像遊戯時代、(4)思考遊戯時代、(5)競争遊戯時代という過程において捉え、また遊戯の理論的根拠をK・ブロースのそれに求め、「厳粛生活の記憶の消滅甚だしきに至るに従ひ、恢復作用の一層強力となる。茲に至れば遊技の価値は単に生活の補充的意義を有するのみならず、更に束縛の離脱、自由開放の意義を加ふるに至る。実生活より遊技の生活に入るや義務の束縛より離脱し、自由開放の気分にあたるゝこと、恰も紅塵万丈の巷より幽邃の仙境に入るの思いあり。此の気分は実に遊技の全部に漂う所にして、若し此の自由、開放の生活なかりせば、吾人々類に遠き過去に於て己に絶滅せるべし⁽³⁴⁾と言ひ、特に、その仮象性に着目し、その視点から運動場の意義を指摘している点は希少である。

「学校に於ける運動場も又一の教室にして、殊に管理訓練を施す上に於いて最も重要なる教室といはざるべからず、課業に疲労したる児童は運動場に出づるや、左往右往少しも停止することなく活動し、何等かの運動をなし喜々として遊べるは何人も知る所にして、運動場は実に彼等にとりて唯

一の樂園たるべし。⁹⁵⁾

そして、彼は、みだりな干渉や束縛を廃し、遊戯を教育的、訓育的に組織すべきであるとしている。

「此の樂園に於ける児童の喜戯の状態を観察するに、無邪気にして且つ元気に愉快地に遊ぶと雖も、仔細に之を観察する時は、其の反面に於て訓練上特に注意すべき事項亦少しとせず。即ち弱者は強者に年少者は年長者に、女子は男子に圧倒抑圧せられて自由に運動するを得ざるの事実あり。又危険なるもの、野卑陋劣なる遊戯残忍なる遊戯を行ふ児童なしとせず。之を禁止せざるべからず。然りと雖も猥りに干渉し、児童の活動力を殺ぐが如きは宜しからず、即ち干渉の度自から限りありて厳に失せず、寛に陥らざる程度に於て管理訓練し、一面善良なる遊戯及び競技を授け以て是等の悪風を一掃せざるべからず。⁹⁶⁾

(3) 学校・学級文化としての競技・遊戯

スポーツ、遊戯の教育的価値を積極的に評価する可児が、子どもの興味に即した教材内容の多様化と、その適性化がはかられるべきであるとするのは自然の論理である。

「遊技は或る程度迄反復練習なさしむは極めて必要な事なれども、一教材のみを余り長く継続して行はしむるは、独り其の興味を感じざるに至るのみならず、体育の上より之を見るも、価値を減少するに至るものなり、就中幼稚なる児童にありては、種類を多く変換する必要ありとす。最も特別に属する技術的競技は、長く之を持続して反復練習せしむるも何等興味を殺ぐ事なく、寧ろ技術の発達するに従ひ、其の興味を感じる愈多きに至るものなり。例へば抛擲の如き其の他此種に類する遊技を然りとす。然れども是れ等特殊の遊技を除きたる一般的遊戯にありては、永く一教材を継続する其の多くの場合に於て決して有利といふを得ず。故に教師は年齢と遊戯の種類とに鑑み、或程度迄反復練習せしむると共に、多種乱発の弊に陥らざる程度に於て、教材変換を適当に行ふは教育上極めて必要なことなりとす。⁹⁷⁾

彼の体育論で注目されるのは、子ども文化としてのスポーツ、遊戯を構想していることである。

可児は、「学校としての中心競技」である「校技」と、「級としての中心競技」である「級技」を構想し、「校技は学校全体が全力をつくして行ふべき重要なものにして、級技は級として各学年に適合せるものと共に、各々級別に独特の妙味あり価値あるものたらざるべからず⁹⁸⁾と記している。可児は、学校ならびに学級文化を創造し、教科における体育の学習が、教科の枠を越えて学校経営あるいは学級経営の有効な手段として発展させるべきであると主張しているものと理解される。

(4) 可児の教授要目批判

スポーツ、遊戯に高い教材価値を認める可児の体育観は、スウェーデン体操（しばしば繰り返すが日本的なそれ）を主内容とする教授要目や、ひいては理論的指導者である永井とは、国家主義という彼等の世界観では一致を見せつつも、その内容・方法論において矛盾せざるを得なかった。可児にとって機械論的なスウェーデン体操や教授要目の画一主義、形式主義的な性格は、当然批判されるべき対象であったのである。可児は、こう批判する。少々長くなるが引いておく。

「最近には体育思想は、非常な進歩を来して、体操の外に競技とは或は遊戯とか云ふものゝ要求が痛切になって来た。之には種々の原因もあろうが、一は欧米の自動教育主義の影響と従来の画一強制とに対する反動に由ること、元来教授要目は体操教授の参考に供する為に出したものであるに不拘、之を喧伝する人が全く此教授要目に囚はれ、一步も此範囲外に出ることを許さぬという如き

態度であったことや、理論よりも実行という盲従を逼るという傾向があったので、大正六年には遂には体育家大会が高等師範学校に於て開かれ、自由研究の叫を挙げるに至ったのである。此時分からして我国の体育思想界には著しき変化を来し、理論の上のみでなく、其実際に於ても生新の気が漲って来たというてよい。現今の体操、所謂教授要目に依るものは全く身体を作ると云う立場から割出された所の生理的体操であって、前にも述べた如く其の運動が部分的に分かれて居る。従って吾々の身体を一つの有機的統一あるものとして考へた時に、全身の調和的統一的の運動と云ふものが欠けて居る。それは解剖的の運動であるが為に、そうなるのは当然のことであるけれども、今少し此点に就て攻究する余地がある。又内臓機関と筋肉系統の調和を保つというやうな点に於て、以前の筋肉鍛練を主とするものよりは一段と進歩をしたもので、美しく整える、体格を造らんとする点に注意することも当然のことであるが、体育と云ふ大きな眼から見る時は、機敏な動作を練習するとか、或は自分の思った通りに自分の身体を自由に動かそうとするやうなことや、又強い意味の鍛練的の運動と云ふやうな方向が余程欠けている。同時に又精神の訓練と云う方向に於ても、体操科の要求する剛氣、勇敢の気性を養ふことや、其他種々の徳目をば養成する上には十分でない点がある。心理作用の練習に於ても、今日行はれて居る所の受動的の体操のみでは、到底児童の脳を練ることは出来難いのである。要するに現今行はれて居る所の体操は、生理的から考へられて居る所の整形的、又は医療の意味をもった体操であって、身体の軽捷、機敏又は巧等を期する運動機能の方面や、精神訓練又は心理作用の方面から見た場合には、到底満足なる体操ということは出来ない。是れ等の欠点を補う為に、体操の教材について、尚考究するの余地はあるが、今日では此精神訓練又は心理作用に最も効果ある自動的、自治的の遊戯又は競技を以て、其足らざる点を補はなければならぬという考が一般に普及して来たので、今や此新思潮は滔々として日本の体操教授界に漲りつつあるのである。尚又最近の体操学と云うものがまだまだ幼稚であって、学校体操教授要目を実際に適用して居る上にも、生理解剖上から考へても、間違つて居ると云うやうなことが沢山あるのみならず、其教授法が形式に流れて、力ある意気充実せるものではなくて、一から十迄、殆ど一斉教授で単に形が揃うという事のみを目的として、個々人の体格如何を顧みるということがなかつたけれども、此点に就いても一段覚醒する所あるようになって、脊柱の湾曲に対しても、一段軀幹練習の外、それを個人に対して矯正しなければならぬ。即ち個別取扱をもう少し徹底させなければならぬというような説も起つた。即ち体操は隊列運動の外は、必ずしも多勢一所に行はなければならぬと云うものではなくして、仮令、団体教授であるにしても、今少し個性発展に重きを置かなければならぬという説が行はれるようになった。如此要目に対する批判は兎も角、体操の実が迫々現はれて来るようになったことは、大勢の然らしむる処とはいへ、体操科教師が與かつて力あることは申す迄もない⁽³⁹⁾

(5) 永井の反論

教授要目に対する批判は、なにも可見だけによるものではなかつた。既にこれまで論述してきたように、「個性」、「自治」、「自動」といった観点からの全般的な体操批判は、もともと明治20年代から潜在的にも、また顕在的にも繰り返されてきたものであり、第一次大戦後の体育経営をめぐる論点でもあった。例えば真行寺朗生も、教授要目が公布された時点で、以下のような批判を行っている。

「遺憾ながら、我が学校体操教授要目は明らかに其の研究態度が不公平にして、而も徹底を欠きたる点がある。具象的に言えば体操を過重視して、遊戯を軽視せるが如き観がある。故に其の現象は

体操に深刻にして、遊戯に浅薄に、而も体操に精細を極めて遊戯を粗笨にしたところの欠点がある。是れ本要目を研究実行するものゝ等しく認める所であって、決して著者一人の偏見でもあるまい。従って実際の教授に当たるもの亦其の傾向・色彩があつて、体操科の教材に教練・体操・遊戯の三者があつて、而も其の根底に於いて調和・統一せなければならぬ事情を認めながらも、尚ほ遊戯を軽視、(中略)等閑に附して、(中略)寧ろ継児扱いにするが如きものが多数あるに至りては、真に嘆かず可き限りである。著者としては学校体操教授要目は兎に角我が学校体操科の燈明台たる以上、其の研究を普遍的に徹底的にして欲しかったのである。尚切言すれば遊戯に今一層の努力を以て研究と工夫を積まれなかつたのである。⁴⁰⁾

ところで、これらの批判に対する永井の、受けとめ方はどうであつたのか。

永井の次の言葉が、「反論」に値するか疑問があるが、彼は、「現在見る所の余り好ましからざる風は、軽薄なる教材の優劣論、例へば体操がよいか、遊戯がよいかといふ論をして、此の両者の相俟つべき事を忘れ、或は曲学阿世的の消長論、即ち之れまでは体操を課し過ぎたから、之からは遊戯を多くやれとか云ふ逆進的な傾向を見ないこともない。併し斯かる事は世の常として深く念頭にかけて居ない⁴¹⁾と一蹴し、「議論ばかりしていないで、先づ熱心に実行せよ。実行して悪い所があつたなら、初めて内容を改善すべきである⁴²⁾と反発している。

ま と め

可児と永井の反目は、たんなる体操か遊戯かといった教材のレベルの矛盾ではなかつたはずだが、少なくとも永井には、教授要目に対する批判の時代的、社会的背景の認識が欠けていたと言えよう。

永井が、東京高師内部における派閥や抗争の結果として「遂に両並立たずといふた具合に(中略)教授の職を退いた⁴³⁾としても、彼が、以後アウトローの立場に立つことを余儀なくされた一つの因がここにあつたと考える。何故ならば「その頃から永井氏が畢生の努力と熱誠とを払って築き上げられた要目も、世の研究益々深甚を加ふると共に、漸次其の新味が薄くなって、局面転回を中央から叫び出すやうになつた。加ふるに総合的体育研究への自覚、人間性の重視に、さては競技精神の加味と言つた具合で、大正二年制定の要目では到底満足することが出来なくなつてきた⁴⁴⁾からである。

それにもかかわらず、真行寺が指摘しているように、教授要目の理論化と伝播にあれほど熱意をもっていた永井が、東京高師退職後は一転して教授要目に対する批判者の立場をとるのは、依然として大きな謎として残るが、可児と永井の対立、そして退職は、ある意味で明治体育から大正自由体育への転換を告げる分岐点でもあつたとは言えないだろうか。

補 註

- (1) この点については拙稿「日本近代教育の思想と実践(7)」鳥取大学教育学部研究報告 第18巻 第2号 昭和61年参照

なお、引用文の一部を新字体および新かなづかいとした。

- (2) 永井は明治元年12月茨城県水戸市に生まれ、明治23年東京高師に入学。明治26年に卒業と同時に、同校の助教となる。しかし、後に奈良県畝傍中学校教諭、同校校長を経て、兵庫県姫路中学校長となる。明治38年11月に文部省より欧米留学を命ぜられ、明治43年2月に帰国する。留学中に東京高師教授、ならびに東京女高師教授になるが、大正11年3月に東京高師を、同12年3月には女高師をも退き、その後本郷中学校教頭に

なる。

永井には、引用した著書のほか「排遊戯的体操に就いて」(『教育時論』第861号 明治43年3月15日)、「体育に就て」(同前誌 第826号 明治42年3月25日)、「体育上の希望」(同前誌 第886号 明治42年11月25日)、「運動競技会一洗の望」(同前誌 第920号 明治43年11月5日)、「今秋の運動会に就ての所感を述ぶ」(同前誌 第1062号 大正3年10月15日)等の論文がある。

- (3) 『学校体操要義』 大日本図書 大正2年 P 3
- (4) 『体育講演集』 健康堂体育店 大正2年 P 303
- (5) 同 前 P 303
- (6) 同 前 P 304
- (7) 『学校体操要義』 P 661
- (8) 同 前 P 24
- (9) 同 前 P 24
- (10) 同 前 P 24
- (11) 同 前 P 25~26
- (12) 「戦後に於ける我國民の体育」 教育學術研究会編 『戦後に於ける我が國の教育』 同文館 大正6年 P 484
- (13) 同 前 P 484
- (14) 『学校体操教授要目の精神及実施上の注意』 同文館 大正7年 P 4
- (15) 『学校体操要義』 pp 4~6
- (16) 『学校体操教授要目の精神及実施上の注意』 P 4
- (17) 「戦後に於ける我國民の体育」 教育學術研究会編 前掲書 P 483
- (18) 『学校体操教授要目の精神及実施上の注意』 pp28~29
- (19) 『体育講演集』 P 38
- (20) 『学校体操教授要目の精神及実施上の注意』 pp180~181
- (21) 『体育講演集』 P 94
- (22) 同 前 pp136~137
- (23) 同 前 P 66
- (24) 『学校体操要義』 pp657~660
- (25) 表は pp695~699
- (26) 可見徳(いさお)は、明治7年岐阜県に生まれる。同29年に日本体育会体操練習所に入学。明治37年に群馬県前橋中学校教諭を経て、明治44年に東京高師教諭となる。大正4年に米國に留学し、同6年に帰朝の後、同7年に東京高師助教授となる。同10年に依頼願退職する。
- (27) 拙稿『大正自由主義体育思想の研究(1)』鳥取大学教育学研究報告 第18巻 第1号 昭和51年参照
- (28) 同 書 中文堂 序 P 1
- (29) 同 前 序 P 2
- (30) 同 前 pp117~118
- (31) 同 前 P 124
- (32) 同 前 pp120~124
- (33) 同 前 pp116~117
- (34) 同 前 pp109~110
- (35) 同 前 P 129
- (36) 同 前 pp219~220
- (37) 同 前 pp212~213
- (38) 同 前 P 214

可見は、教材選択の基準として(1)教育の目的たるに合するもの、(2)児童心身の發育程度に順応し、過重にならないこと、(3)身体發育に有効な効果をもたらすこと、(4)心身鍛練の資料になること、(5)運動多方面で、一局部に偏しないこと、(6)地理的關係、地方の人情、風俗、その他の状況を鑑みること、(7)季節を鑑みること、(8)気象を考慮すること、(9)衛生を考慮することをあげている。

- (39) 藤原喜代蔵 『明治・大正・昭和教育人物思想史』 第3巻 東亜政経社 昭和8年 pp636～637
- (40) 「学校体操教授要目と遊戯」『実際遊戯教授書』 真行寺朗生 『近代日本体育史』 昭和10年 浅見文林堂 pp289～290所収
- (41) 「国民教育最近十年の進歩」 真行寺朗生 前掲書 P 290所収
- (42) 同 前 P 290
- (43) 同 前 P 465
- (44) 同 前 P 466

(昭和62年4月15日受理)